

平成 29 年 11 月 20 日

株式会社 佐賀共栄銀行

保険新商品の取扱開始について

株式会社 佐賀共栄銀行(頭取 二宮 洋二)では、多様化するお客様のニーズにお応えするため、下記のとおり保険商品を新たに取扱うことをお知らせいたします。

記

1. 取扱商品

商品名	引受保険会社	取扱店
ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建) 「夢のプレゼント」	日本生命保険相互会社	全営業店

※商品の詳しい内容につきましては、引受保険会社のホームページでご確認ください

・「夢のプレゼント」

<http://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/yumenopresent/>

2. 取扱開始日

平成 29 年 11 月 20 日 (月)

3. 生命保険商品に関する留意点

- ・ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等をお客様ご自身で必ずご確認ください。
- ・「商品パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等は当行窓口にご用意しています。
- ・生命保険の募集において、当行は保険の募集代理店であり、お客様と引受保険会社との保険契約の媒介を行います。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・個人年金保険、一時払終身保険、平準払終身保険、変額保険、学資保険、がん保険、医療保険は預金ではなく、元本保証はありません。したがって預金保険の対象ではありません。
- ・引受保険会社が破たんした場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・給付金等のお支払いについて、告知していただいた健康状態などが事実と異なっていた場合などは給付金等をお支払いできない場合がございます。詳細は、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約

のしおり・約款」をご確認ください。

- ・保険料が未入金となった場合、一定の猶予期間がありますが、お払込みのないまま猶予期間が経過した場合、ご契約は効力を失います。詳細は、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ご契約中の生命保険商品を契約期間中に解約した場合の払戻金は一時払い保険料または払込保険料累計額を下回る場合があります。
- ・商品によっては、国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。死亡給付金額や年金原資額が払込保険料を下回るリスクは、ご契約者が負うことになります。
- ・生命保険商品は、ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費用等がかかる場合があります。また、据置期間中に解約された場合、解約控除や市場価格調整費用などがかかる場合があります。ただし、費用等は商品ごとに費用の種類や料率等が異なるため、記載することができません。詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」等をご覧ください。
- ・保険のお申込みの有無がお客様と当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- ・法令上の規制により、当行で保険商品をお申込みいただけない場合があります。
- ・保険のお申込みに関しては必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

以 上

本件に関する問い合わせ先
営業統括部リテール営業グループ 担当：赤司・山口
T E L : 0952-26-2806